

鹿角市大湯地域包括支援センター
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

契約書及び重要事項説明書

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書
(令和6年4月1日現在)

____様(以下「利用者」と言います)と、鹿角市大湯地域包括支援センター(以下「センター」と言います)は、センターが利用者に対して行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとします。

(契約の目的等)

第1条 センターは、介護保険に関する法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者(以下「事業所」と言います)と連絡調整その他便宜を図ります。また、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他費用を支払うものとします。

(契約の内容)

第2条 業務の内容等は次のとおりとします。

- 1 介護予防サービス・支援計画書の作成
- 2 介護予防サービス事業者との連絡調整
- 3 サービス実施状況の把握、評価
- 4 利用者状況の把握
- 5 給付管理
- 6 医療との連携・主治の医師等への連絡
- 7 要支援認定申請に対する協力、援助
- 8 相談業務

(契約期間)

第3条

- 1 この契約の有効期間は本契約書の契約締結日から、利用者の要支援認定の有効期間満了日もしくは介護予防マネジメントのサービス提供期間までとします。
- 2 契約期間の満了日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、契約は自動更新されるものとします。
- 3 利用者とセンターは、この契約が更新されるごとに更新時点での利用者の要支援状態区分、要支援認定等の有効期間および認定審査会意見等を「介護保険被保険者証」等の書面で確認します。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者)

第4条 センターは介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者(以下「担当者」と言います)を利用者へのサービス担当者として任命し、適切な介護予防サービス支援に努めます。
また、担当者の変更を行う場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、

あらかじめ利用者と協議します。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施方法)

第5条 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務は次のとおり実施します。

- (1) センターは、介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)の作成にあたり、次の点を配慮します。
 - ① 利用者の居宅への訪問、利用者及び家族に面接により、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題を把握します。
 - ② 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における介護予防サービス事業者等に関する利用者またはその家族に提供します。
 - ③ 利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - ④ 介護予防サービス・支援計画が利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
 - ⑤ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
 - ⑥ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
 - ⑦ センターは、利用者が介護予防訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めます。
 - ⑧ センターは、介護予防サービス・支援計画書の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ⑨ センターは、利用者の介護予防サービス・支援計画書の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- (2) サービス実施状況の把握、評価については次の点を配慮します。
 - ① センターは、介護予防サービス・支援計画書作成後も、利用者またはその家族、さらに介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう事業者等との調整を行います。
 - ② センターは、介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。
 - ③ 利用者等は、利用者が要介護状態となった場合には、センターへ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。
- (3) 介護予防サービス・支援計画書の変更については、次の点を配慮します。

センターが介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、センターと利用者の双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画書の変更を行います。
- (4) 給付管理については、次の点を配慮します。

センターは、介護予防サービス・支援計画書作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- (5) 医療との連携・主治の医師等への連絡については、次の点を配慮します。
 - ① ケアプランの作成時(または変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の

- 同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。
- ② 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、主治の医師または歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。
 - ③ 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けた時その他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供します。
- (6) 要支援認定チェックリスト等の協力については、次の点を配慮します。
- ① センターは、利用者の要介護又は要支援認定の更新申請、チェックリストの提出及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な支援を行います。
 - ② センターは、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

(施設入所への支援)

第6条 利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、利用者および家族に対し、介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供内容の記録等)

第7条

- 1 センターは介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務に際して作成した記録や書類を完了日より5年間保管します。
- 2 センターは利用者及びその家族の求めに対して、いつでも保管する記録や書類の閲覧及び謄写に応じます。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第8条

- 1 センター及びその従業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- 2 利用者及びその家族の個人情報については、下記に記載するところにより必要最小限の範囲内で、利用者及び家族の同意を得て使用するものとします。
 - (1) 使用する目的
センターが、介護保険法に関する法令に従い、利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づき、介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。
 - (2) 使用にあたっての条件
 - ① 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
 - ② センターは、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。
 - (3) 個人情報の内容
 - ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が介護支援及び介護予防ケアマネジメントを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

- ② 認定調査表、主治医意見書、介護認定調査会における判定結果の意見
- ③ その他の情報
- (4) 使用する期間
第3条の契約期間内の期間とします。
- 3 センターは利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(契約の解約)

第9条 この契約を解約する際には次によります。

(1) 利用者から行う解約措置

- ① 利用者は契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、センターに対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ② 次の場合、利用者はセンターに申し出を行うことにより事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができます。
 - ア センターが正当な理由なく指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を行わない場合
 - イ センターが明らかな守秘義務に反した場合
 - ウ センターが利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - エ その他、センターがこの契約に定める指定介護支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を正常に行ない得ない状況に陥った場合

(2) センターから行う解約措置

- ① センターは、休廃止等この契約に基づく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が困難になるなどやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上期間をおいて、利用者に解約理由を示した書面を通知することにより、この契約を解約することができます。
- ② 利用者またはその家族などが、センターやその従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、1ヶ月以上の事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができます。

(3) 契約の自動終了

- ① 利用者の介護認定区分が「自立」もしくは「要介護」と判定された場合
- ② 利用者が本市の事業対象者でなくなった場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合

(身分証携行義務)

第10条 センターの従業者等は常に身分証を携行し、利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

(利用上の注意義務等)

第11条

- 1 利用者は介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施および安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、センター及びその従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとします。ただし、その場合センターは、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をいたします。
- 2 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族とセンターとが、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容について介護保険法令やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

(賠償責任)

第12条 センターは介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にともなって、センターの責めに帰する事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合には、その責任の範囲において利用者に対して、その損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第13条

- 1 利用者はセンターが作成した介護予防サービス・支援計画書に苦情がある場合またはセンターが作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービスに苦情がある場合には、センター、市または秋田県国民保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 センターは、相談、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行ないます。
- 3 センターは、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(善管注意義務)

第14条 センターは利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(契約内容の履行と契約外事項の取扱い)

第15条 利用者及びセンターは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めることとします。

(合意裁判管轄)

第16条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、センターの所在地を直轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを利用者及びセンターは予め合意することとします。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、センターが記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名 住所 鹿角市十和田大湯字桂ノ沢1番地3
大湯温泉保養センター「湯都里」1階
名称 鹿角市大湯地域包括支援センター ㊟

利用者 住所 鹿角市十和田
氏名 ㊟
電話番号

上記代理人 住所
(代理人を選定した場合) 氏名 ㊟
電話番号

本人との関係()

鹿角市大湯地域包括支援センター指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書
(令和6年4月1日現在)

_____様(以下「利用者」と言います)に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所名	鹿角市大湯地域包括支援センター
事業所番号	秋田県 0500900162
所在地	〒018-5421 鹿角市十和田大湯字桂ノ沢1番地3 大湯温泉保養センター「湯都里」1階
連絡先	TEL 0186(37)2088 FAX 0186(37)2121
管理者	主任介護支援専門員 平塚 香理
営業日	毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
サービス提供実施地域	鹿角市全域 ※主に大湯・草木地域を担当させていただきます。

2. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	人員数	職務内容
管理者	1人	センターを代表し、業務の総括の任に当たる
社会福祉士	1人	・介護予防サービス・支援計画の作成
保健師	0人	・介護予防サービス事業者との連絡調整
主任ケアマネージャー等	1人	・サービス実施状況把握、評価(モニタリング) ・利用者状況の把握 ・給付管理 ・利用者等への情報提供 ・医療との連携・主治の医師等への連絡 ・要支援認定申請に対する協力、援助 ・相談業務、他

3. 担当する介護予防サービス・支援計画書作成者(介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務従事者)

担当者名	
------	--

4. 事業の目的・運営方針

事業の目的・運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 介護予防支援事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものです。・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。・ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないように、公平中立に行ないます。・ 事業の運営にあたっては、市内の介護予防支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。
------------	--

5. 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

介護予防サービス・支援計画書の作成	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の居宅への訪問、利用者及び家族に面接により、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題を把握します。・ 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。・ 利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示は行いません。・ 介護予防サービス・支援計画が利用者の実情に見合ったサービスに提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。・ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。・ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。・ 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。・ 事業者は、介護予防サービス・支援計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。・ 事業者は、利用者の介護予防サービス・支援計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス・支援計画書を作成します。
-------------------	---

介護予防サービス事業者との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービス提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
サービス実施状況把握評価	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。 利用者・家族さらに指定介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、介護予防サービスが目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等と調整します。
利用者状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況把握に努めます。
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス・支援計画書作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
医療との連携・主治の医師等への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの作成時(または変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者 の同意を得たうえで、主治の医師または歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けた時その他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供します。
要支援認定申請チェックリストに対する協力、援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の要介護又は要支援認定の更新申請(チェックリストを含む)及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。 利用者が希望する場合は、要介護又は要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
相談業務	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険や介護に関すること等については、幅広くご相談に応じます。

6. 利用料金

(1) 利用料

当センターの介護予防支援および介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合、法律の規定に基づく料金をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日鹿角市の福祉事務所の窓口に出しますと、全額の払い戻しを受けられます。

項目	金額
介護予防ケアマネジメント A	4,420円
介護予防ケアマネジメント A・初回加算	7,420円
介護予防ケアマネジメント B	2,960円
介護予防ケアマネジメント B・初回加算	5,960円
介護予防ケアマネジメント C	1,490円

初回加算・・・新規に介護予防サービス・支援計画書を作成して、介護予防支援を提供した場合の加算。

(2) 交通費

前項1. (1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

利用者はいつでも本契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

7. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日もしくは介護予防ケアマネジメントのサービス提供期間でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、次の要支援認定の有効期間まで自動的に更新されます。

8. サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における連絡先

①	氏名	続柄
	住所	
	連絡先電話番号()	
②	氏名	続柄
	住所	
	連絡先電話番号()	

(2) 上記緊急連絡先のご家族、主治医、市および関係機関に速やかに連絡いたします。

9. サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応します。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には以下までご連絡下さい。

○介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の苦情相談窓口

①	大湯地域包括支援センター 苦情・相談窓口	連絡先	TEL 0186-37-2088
			FAX 0186-37-2121
		受付時間	午前8時30分～午後5時15分
②	鹿角市福祉保健センター あんしん長寿課	連絡先	TEL 0186-30-0237
			FAX 0186-30-1257
		受付時間	午前8時30分～午後5時15分
③	秋田県国民健康保険 連合団体会	連絡先	TEL 018-883-1550(専用)
		受付時間	(平日) 午前9時～午後5時

10. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます・

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 平塚 香理

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 鹿角市十和田大湯字桂ノ沢1番地3

名称 鹿角市大湯地域包括支援センター

説明者 氏名

私は、本書面(及び付属別紙)により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 鹿角市十和田

氏名

電話番号

代理人 住所

氏名

電話番号

本人との関係 ()